



答申第460号
平成26年10月20日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成26年10月20日付け神産観観第731号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市観光アプリケーションの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 GPSによる位置情報や、言語設定情報等をアプリケーション上で管理するうえで電子計算機処理は不可欠であり、観光や災害時における有益な情報の即時提供が可能となり、公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市観光アプリケーションの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子計算機処理を行う情報】

1. 利用者の端末に内蔵されたGPSによる位置情報
2. 利用者の端末の言語設定情報
3. アプリケーションの利用履歴
4. お問い合わせ等により収集する情報